

民間給与実態統計調査規則 新旧対照表

(赤字下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(用語の定義)	(用語の定義)
第三条 (略)	第三条 (同左)
2 (略)	2 (同左)
3 この省令において「 <u>電磁的記録媒体</u> 」とは、 <u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。</u>	3 この省令において「 <u>フレキシブルディスク等</u> 」とは、 <u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u>
(号を削る)	一 <u>日本産業規格×六二二三に適合し、日本産業規格×六二二五に規定するトラックフォーマットの九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</u>
(号を削る)	二 <u>日本産業規格×六二七五に適合する九十ミリメートル二三〇メガバイト光ディスクカートリッジ</u>
(号を削る)	三 <u>日本産業規格×六二七七に適合する九十ミリメートル六四〇メガバイト光ディスクカートリッジ</u>
(号を削る)	四 <u>日本産業規格×六二八二に適合する情報交換用一二〇ミリメートル追記形光ディスク</u>
(号を削る)	五 <u>日本産業規格×六二八三に適合する情報交換用一二〇ミリメートルリライタブル光ディスク</u>
(号を削る)	六 <u>日本産業規格×六二四六に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）ディーバイディー書換形ディスク</u>
(号を削る)	七 <u>日本産業規格×六二四八に適合する八十ミリメートル（一・四六</u>

<p>(号を削る)</p>	<p><u>ギガバイト／面）及び一〇〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーバイディーレコーダブルディスク</u></p>
<p>(号を削る)</p>	<p><u>八 日本産業規格X六二四九に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一〇〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーバイディーレコーダブルディスク</u></p>
<p>(号を削る)</p>	<p><u>九 日本産業規格X六二五〇に適合する一〇〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールダブリュフォーマット光ディスク（四倍速まで）</u></p>
<p>(号を削る)</p>	<p><u>十 日本産業規格X六二五一に適合する一〇〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールフォーマット光ディスク（十六倍速まで）</u></p>
<p>第四条～第八条（略）</p> <p>（<u>電磁的記録媒体</u>の提出）</p> <p>第八条の二 前条第一項に規定する調査票の提出については、第五条に掲げる事項について記録した<u>電磁的記録媒体</u>の提出をもってこれに代えることができる。</p> <p>（<u>電磁的記録媒体</u>への記録方式）</p> <p>第八条の三 前条に規定する<u>電磁的記録媒体</u>への記録は、次の各号に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前条に規定する<u>電磁的記録媒体</u>への記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。</p> <p>（<u>電磁的記録媒体</u>に添付する書面）</p>	<p>第四条～第八条（同左）</p> <p>（<u>フレキシブルディスク等</u>の提出）</p> <p>第八条の二 前条第一項に規定する調査票の提出については、第五条に掲げる事項について記録した<u>フレキシブルディスク等</u>の提出をもってこれに代えることができる。</p> <p>（<u>フレキシブルディスク等</u>への記録方式）</p> <p>第八条の三 前条に規定する<u>フレキシブルディスク等</u>への記録は、次の各号に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一・二（同左）</p> <p>2 前条に規定する<u>フレキシブルディスク等</u>への記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。</p> <p>（<u>フレキシブルディスク等</u>に添付する書面）</p>

第八条の四 電磁的記録媒体には、調査対象源泉徴収義務者名を記載した書面をはり付け、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一～五（略）

第八条の五～第十条（略）

（調査事績の保存）

第十一条 国税庁長官は、民間給与実態調査の調査票及び電磁的記録媒体はこれを受理した日から二年、民間給与実態調査の結果原表又は結果原表を転写したマイクロフィルム若しくは記録した磁気媒体は永久に保存しなければならない。

第八条の四 フレキシブルディスク等には、調査対象源泉徴収義務者名を記載した書面をはり付け、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一～五（同左）

第八条の五～第十条（同左）

（調査事績の保存）

第十一条 国税庁長官は、民間給与実態調査の調査票及びフレキシブルディスク等はこれを受理した日から二年、民間給与実態調査の結果原表又は結果原表を転写したマイクロフィルム若しくは記録した磁気媒体は永久に保存しなければならない。